

国有林野産物公売公告（I）

下記によって、国有林（分収造林）の立木を一般競争入札によって売払いますから、買受希望の方は現物熟覧の上、国有林野事業林産物売買契約約款（平成13年4月11日改正）及び下記条件ならびに入札者注意書を承知のうえ入札して下さい。

記

- 1 入札場所 北薩森林管理署 入札室
- 2 入札日時（開札） 平成24年5月22日（火） 10時00分
- 3 郵便入札の場合は、当署に平成24年5月21日（月）17時までには到着するように送付して下さい。
- 4 時刻は、当署の時計によります。
- 5 売払物件所在地、物件明細書は別紙のとおりです。

条 件

項 目	立 木	
入札・契約保証金	免 除	
契約締結期限	平成24年5月29日（火）	
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）	_____ %以上	
延納条件	延納ができる対象	国の分収金のみとする。
	延納ができる金額（1件の契約金額 消費税相当額を加算した金額）	150万円以上
	延納期間（限）	6ヶ月以内 （ただし、1000m ³ 以上は10ヶ月以内）
	延納利率	年利 1.30%
物件の引渡期限 （代金納付又は担保提供の日から）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は 代金納入又は担保提供のあった日を引き渡し 日とします。	
物件の搬出期間 （引渡しを完了した日から起算して）	3ヵ年以内	
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり	

平成24年 5月 7日

〒895-1813
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35番地3
北薩森林管理署
TEL 0996-48-4900
FAX 0996-48-4901

国有林野産物公売公告（Ⅱ）

1 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書（林産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算及び会計令70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は、入札に参加することができません。

2 入札方法

- (1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した金額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気づき落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3 郵便入札

郵便入札は、その封筒の表面に「入札書在中」と朱書し、書留郵便又は、配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4 電信入札

電信入札はできません。

5 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額、又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に、入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に、郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に、売払番号が確認できないとき。

6 契約の成立

- (1) 落札物件に係る契約は、売買契約書を作成し、双方が押印したときに確定します。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円位未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7 違約金の徴収

- (1) 落札者が、期限内に契約を結ばないときは、入札単価に材積を乗じた金額（円単位未満の端数は切り捨てる）の100分の5に相当する違約金を徴収します。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額に消費税相当額を加算した金額の100分の10に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前(1)、(2)号の違約金を森林管理署長の指示する期限までに納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は、契約締結の日から15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は、契約締結の日から15日以内とします。

9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認めます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納を認められます。但し、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 延納担保等
 - (ア) 国債
 - (イ) 地方債
 - (ウ) 金融債（長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券）
 - (エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形
 - (オ) 金融機関に対する定期預金債券

10 その他

- (1) 入札者は、一般競争参加有資格の確認通知書を持参して下さい。
- (2) 入札者が代理人の場合は、委任状を提出して下さい。

平成24年 5月 7日

分任契約担当官
北薩森林管理署長 田 中 則 一

入札者注意書(1)

1 入札方法

- (1) 入札は、売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取り消しはできません。

4 入札の無効

- (1) 公売公告(Ⅱ)-1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は押印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに、指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付したときに売払番号が確認できないとき。

5 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した金額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気づき落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額は、はっきり記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いのないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6 無効の申出

- (1) 無効の届出は、開札前には受理できません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申し出は受理しません。この場合落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽選により落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽選します。

8 入札の中止等

森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の事由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取り消すことがあります。

入札者注意書(2)

- 1 1号物件～11号物件は、分収造林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件に係る搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
なお、搬出支障木等の明細については当署にお尋ね下さい。
- 3 分収木の売払代金は、国及び契約者に分収金として払い込んで下さい。
- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 分収契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する金融機関の口座に振込んで下さい。この払込みに係る費用は買受人が負担して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合
 - (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
 - (2) 費用負担者の分収金に相当する金額（民収分）については現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約に至らず、又は契約を解除した場合の違約金等については国と費用負担者が分収します。

特 約 事 項

- 1 買受人は、本契約物件に係る搬出支障木及び分収木以外の立木について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
 - （1）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書によって納付すること。
 - （2）分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者が指定する、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
- 3 売払代金にかかる延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に提示し、又はその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 6 当該物件の伐採、搬出その他の作業に当たっては、林産物売買契約約款第31条を遵守し、枝条等跡地の整理については森林管理署長の指示によること。
- 7 1～5号物件及び7・8号物件は保安林となっており、木材搬出にあたっては、機械集材の架線敷や林内車道の作業協議が必要となります。
- 8 木材の運搬については、重量制限を遵守するとともに、路面に損傷を与えることが予想される場合は防止等を講じてください。これを怠り損傷が生じた場合は復旧すること。（併用区間については、関係市町村と協議を願います。）

また、6号物件の運搬について果樹園を通行する際は、農家の方へ支障にならないように走行し、路面の損傷が生じた場合は復旧すること。

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

北薩森林管理署

売払 番号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要	
							本数	材積	本数	材積	本数	材積		
1	大洞	皆伐	55	1.73	ヒノキ	生立木	1,952	784.09	547	130.69	2,499	914.78	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月14日 10時00分 集合 2 集合場所 北薩森林管理署 3 案内者 宮之城森林事務所森林官(TEL 0996-53-0169) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。	
	29ぬ													
2	大洞	皆伐	61	1.92	スギ	生立木	435	219.24	436	102.82	871	322.06	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月14日 10時00分 集合 2 集合場所 北薩森林管理署 3 案内者 宮之城森林事務所森林官(TEL 0996-53-0169) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。	
	29れ				ヒノキ	生立木	339	205.06	126	49.95	465	255.01		
3	大平	皆伐	47	5.54	スギ	生立木	4,190	2,233.75	590	118.06	4,780	2,351.81	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月14日 13時00分 集合 2 集合場所 黒木森林事務所 3 案内者 黒木森林事務所森林官(TEL 0996-55-0055) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。	
	51ろ				ヒノキ	生立木	1,136	322.68	2,382	352.35	3,518	675.03		
		合計		1.92			774	424.30	562	152.77	1,336	577.07		
		合計		5.54			5,326	2,556.43	2,972	470.41	8,298	3,026.84		

※ 物件明細書等の詳細については、北薩森林管理署経営係(TEL 0996-48-4900)へお問い合わせ下さい。

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

北薩森林管理署

売却 番号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要
							本数	材積	本数	材積	本数	材積	
4	大平	皆伐	62	3.76	ヒノキ	生立木	1,228	641.12	602	189.37	1,830	830.49	公売 分収造林 ◎ 現地案内
	51に												1 日 時 平成24年 5月14日 13時00分 集合
													2 集合場所 黒木森林事務所
													3 案内者 黒木森林事務所森林官(TEL 0996-55-0055) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。 ・分収木以外の立木があります。別途契約して頂きます。
5	大平	皆伐	45	6.58	スギ	生立木	2,905	1,499.89	160	51.10	3,065	1,550.99	公売 分収造林
	51る				ヒノキ	生立木	4,948	1,211.67	3,483	470.50	8,431	1,682.17	◎ 現地案内
													1 日 時 平成24年 5月14日 13時00分 集合
													2 集合場所 黒木森林事務所 3 案内者 黒木森林事務所森林官(TEL 0996-55-0055) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。
6	矢管	皆伐	65	1.27	ヒノキ	生立木	7,853	2,711.56	3,643	521.60	11,496	3,233.16	公売 分収造林
	1003ろ						940	541.75	431	157.60	1,371	699.35	◎ 現地案内
													1 日 時 平成24年 5月15日 10時00分 集合
													2 集合場所 出水合同森林事務所 3 案内者 米ノ津森林事務所森林官(TEL 0996-63-7615) ◎ その他

※ 物件明細書等の詳細については、北薩森林管理署経営係(TEL 0996-48-4900)へお問い合わせ下さい。

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

北薩森林管理署

売払 番号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要	
							本数	材積	本数	材積	本数	材積		
7	田代鹿倉	皆伐	45	2.44	ヒノキ	生立木	2,421	646.88	487	85.55	2,908	732.43	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月15日 13時00分 集合 2 集合場所 横座トンネル 坑口広場 3 案内者 阿久根森林事務所森林官 (TEL 0996-72-0214) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。	
	1106わ													
			合計		2.44			2,421	646.88	487	85.55	2,908		732.43
8	田代鹿倉	皆伐	48	0.60	ヒノキ	生立木	548	158.70	127	23.44	675	182.14	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月15日 13時00分 集合 2 集合場所 横座トンネル 坑口広場 3 案内者 阿久根森林事務所森林官 (TEL 0996-72-0214) ◎ その他 ・当該地は保安林のため、保安林協議が必要になります。	
	1107よ													
	田代鹿倉	皆伐	47	1.85	ヒノキ	生立木	2,243	587.13	302	58.87	2,545	646.00		
	1108い													
9	布計	皆伐	52	3.48	スギ	生立木	2,791	745.83	429	82.31	3,220	828.14	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時 平成24年 5月16日 10時00分 集合 2 集合場所 伊佐市大口山野 夢さくら館 駐車場 3 案内者 山野森林事務所森林官 (TEL 0996-22-0755) ◎ その他	
	2046わ			2.45			94	54.13	1	0.07	95	54.20		
							4,459	1,275.76	1,582	199.24	6,041	1,475.00		
	布計	皆伐	52	9.98	スギ	生立木	460	216.29	10	2.76	470	219.05		
	2046か						9,348	2,265.79	9,039	1,153.27	18,387	3,419.06		
		合計		13.46			14,361	3,811.97	10,632	1,355.34	24,993	5,167.31		

※ 物件明細書等の詳細については、北薩森林管理署経営係(TEL 0996-48-4900)へお問い合わせ下さい。

